

別表 1

消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体並びに交付率

1 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
I 農畜水産物の安全性の向上	1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち食品の安全性向上措置の検証	<p>(1) 土壌由来有害化学物質（カドミウム、ヒ素、鉛等）のリスク管理措置の検証</p> <p>①土壌由来有害化学物質のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、リスク管理推進協議会の開催、農作物の汚染リスク推定技術や吸収抑制技術など有害化学物質の低減化技術導入効果の確認・検証を行う。</p> <p>②農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等の実施 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第5条第1項に基づく農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等を行う。</p> <p>(2) 生産・貯蔵・加工段階で農畜産物等（林産物、水産物、飼料作物及び農用地の土壌を含む。）を汚染する有害化学物質（カビ毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類等）のリスク管理措置の検証 有害化学物質のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、リスク管理推進協議会の開催、栽培管理における農産物の汚染リスク推定技術や防御技術、貯蔵及び加工過程における貯蔵管理や製造技術など有害化学物質の低減化技術導入効果の確認・検証を行うとともに、そのために必要な分析体制を整備する。</p> <p>(3) 有害微生物（カンピロバクター、O157等）のリスク管理措置の検証 有害微生物のリスク管理を効率的・効果的</p>	<p>都道府県 市町村 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。） 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 都道府県知事等が地方農政局長等と協議して 適当と認める団体（以下「特認団体」という。） （事業メニュー及びその内容の欄の(1)①のうち「農作物の汚染リスク推定技術」に係る取組及び(1)②の取組については都道府県のみとする。）</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

	<p>に推進するため、リスク管理推進協議会の開催、農産物における肥培管理技術、家畜における飼養衛生管理技術や微生物排泄抑制技術など有害微生物の低減化技術導入効果の確認・検証を行う。</p>		
1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	<p>(1) 畜産農場における有害微生物低減対策の導入・普及 生産衛生管理ハンドブックに記載されている低減対策の実施前後における家畜の有害微生物保有状況や農場環境の汚染状況等を比較できる畜産農場を選定し、実際の生産現場において効果を明らかにした低減対策の普及・定着を図るため、有害微生物低減対策に係る推進協議会の開催、畜産農場における低減対策効果の確認、講習会開催による普及活動を行う。</p> <p>(2) カドミウム低吸収性イネの実証・普及 カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム濃度低減技術の実用化に向け次の①及び②の取組を行う。 ①②又は(4)の取組(①に係るものに限る。)と併せて行う協議会の開催、地域内の農作物のカドミウム濃度の実態把握及びリスク管理措置の検討、実証技術の利用マニュアル(原案を含む。以下同じ。)の作成等。 ②カドミウム低吸収性イネの実証試験、実証効果の把握・評価等。</p> <p>(3) 水田における水稻を用いた植物浄化技術の実証・普及 水稻を浄化植物として用いたカドミウム濃度低減技術の実用化に向け次の①及び②の取組を行う。 ①②又は(4)の取組(②に係るものに限る。)と併せて行う協議会の開催、地域内の農作物のカドミウム濃度の実態把握及びリスク管理措置の検討、実証技術の利用マニュアルの作成等。 ②水田における水稻を用いた植物浄化技術</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)及び(3)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 都道府県協議会(消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。)</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(4)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 営農集団 都道府県協議会</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(2)及び(3)に要する経費については定額(10/10)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

	<p>の実証試験、実証効果の把握・評価等。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(4) カドミウム濃度低減技術の技術導入促進活動</p> <p>実証技術の効果的な普及に向け、次の①又は②の技術に係る農業者等に対する展示場の設置、現地講習会及び検討会の開催等による技術導入推進活動の取組を行う。</p> <p>①カドミウム低吸収性イネ</p> <p>②水田における水稻を用いた植物浄化技術</p>	<p>産地協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。）</p>	
2 農薬の適正使用等の総合的な推進	<p>(1) 農薬の安全使用の推進</p> <p>農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。</p> <p>(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進</p> <p>農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行う。</p> <p>(3) 農薬残留確認調査の実施及び分析機器の整備</p> <p>登録保留基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行うとともに、調査に必要な分析機器を整備する。</p> <p>(4) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証</p> <p>食の安全及び消費者の信頼確保並びに食料の安定的な供給を図る観点で対策を策定するため、土壌調査や農作物のモニタリングによる実態把握及び原因究明、残留防止対策等の</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)及び(4)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)、(5)及び(6)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(7)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

	<p>評価・検証を行う。</p> <p>(5) 埋設農薬処理の進行管理の実施 埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。 また、埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前、事後に環境調査を行う。</p> <p>(6) 埋設農薬の漏洩等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施 埋設農薬の漏洩等による周辺環境への悪影響が懸念される場合、緊急的に必要な悪影響防止措置等を行う。</p> <p>(7) 作物残留性試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修 作物残留性試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修及び試験従事者の能力向上に向けた実務研修を行う。</p>		
3 畜産物の安全の確保	<p>(1) 関係機関が連携した指導体制の確立 飼料安全性確保対策に係る協議会の開催・参加、飼料業者情報共有システムの整備活用等により、関係機関における飼料の安全性確保対策の連携を図る。</p> <p>(2) 飼料安全法令等に関する普及・監視及び指導 畜産農家、飼料等販売業者、地域流通飼料製造業者等を対象として、地区講習会、巡回指導、普及資料の配布、立入検査等により、飼料安全法令等の遵守に必要な知識の普及、遵守状況の監視及び指導を行う。</p> <p>(3) 飼料の安全性監視のための調査分析の実施及び分析機器の整備 地域流通飼料等における有害物質の分析等、安全性監視のための調査分析の実施及び安全性監視のために必要な分析機器の整備により、地域流通飼料等の安全性確保を図る。</p>	都道府県	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

		<p>(4) 動物用医薬品の危機管理機能強化の推進 薬剤耐性菌の発現状況検査、医薬品の品質検査等を行うために必要な機器の整備により、動物用医薬品の危機管理機能の強化を図る。</p> <p>(5) 衛生情報等の活用体制の整備 家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等で得られる衛生情報や検査成績を収集・分析し、産業動物獣医師等による飼養衛生管理の指導等に活用する体制を構築する。</p> <p>(6) 地域の獣医療提供体制の整備 地域の関係者で組織する協議会を設置し、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定に向けた検討、業務連携に係る役割分担を明確化、夜間・休日診療の体制の整備、女性獣医師等の就業支援対策の推進、離職・休職獣医師の人材登録バンクの設立等により、地域の獣医療の提供体制を整備する。</p>		
	4 水産物の安全の確保	<p>(1) 安全性監視等のための調査分析及び分析機器の整備 貝毒やノロウイルスの監視、その他水産物の有害化学物質及び有害微生物による汚染実態の把握等のための調査分析を行うとともに、必要な分析機器の整備を行う。</p> <p>(2) リスク管理体制整備の推進 水産物のリスク管理措置の策定、普及を行うため、都道府県、市町村、生産者団体、生産者等からなる協議会の開催等を行う。</p>	都道府県	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
II 食品トレーサビリティの普及	1 食品トレーサビリティの普及促進	<p>(1) 促進方策等の検討 食品トレーサビリティの取組の普及に当たり、関係機関等により構成される協議会等を設置し、促進方策等の検討等を行う。</p> <p>(2) 普及推進活動の実施 食品トレーサビリティの取組の普及を着実に図るため、農林漁業者及び食品産業事業者</p>	<p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 水産業協同組合 商工会 商工会連合会</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの</p>

		<p>(以下「食品事業者等」という。)に対して、セミナー・講習会、指導員等による普及推進活動、先進事例研究会、実証試験等を行う。</p> <p>(3) 実態調査の実施 食品トレーサビリティの取組の状況を把握するため、食品事業者等を対象として、記録の作成・保存の状況の確認、事例の収集等を行う。</p> <p>(1) 監視体制の整備 家畜疾病の監視体制を強化するため、動物由来感染症等のモニタリングの実施、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に基づく農家への普及・指導等を実施する。</p> <p>(2) 危機管理体制の整備 家畜疾病の危機管理体制を強化するため、疾病発生時に備えた防疫演習の実施、レンタル等活用のためのと殺家畜の輸送体制の構築、病性鑑定の検証等に係る県や大学等の広域的な連携を推進する等病性鑑定ネットワーク体制の構築等を推進する。</p> <p>(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進 行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病的発生予防、まん延防止及び清浄性維持等の取組を推進するとともに、慢性疾病等畜産農家における生産性を阻害する疾病について有効な低減対策を講じる。また、動物用医薬品の適正使用の取組等を推進する。</p> <p>(4) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産段階におけるHACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理の普及・定着等を推進する。</p> <p>(5) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 家畜疾病にかかる診断の迅速化・高度化、バイオセキュリティの確保に資するため、関</p>	<p>商工会議所 事業協同組合 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(6)までについては、都道府県とする。ただし、(1)のうち沖縄牧野ダニ侵入防止対策については沖縄県、自衛防疫の推進については自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体(消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。)及び特認団体とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(7)から(9)までについては、以下市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体(消費・安全局長等が別に定めるものをいう。) 特認団体</p>	<p>交付率を準用するものとする。</p> <p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のうち、自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする自衛防疫の推進に要する経費については定額(1/3以内)、沖縄県が実施する牧野ダニ侵入防止対策に要する経費については定額(9/10以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
<p>Ⅲ伝染性疾 病・病害 虫の発生 予防・まん延防止</p>	<p>1 家畜衛生の 推進</p>			

	<p>連機器の整備を行う。</p> <p>(6) 農場バイオセキュリティの向上 地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場バイオセキュリティ向上のための取組を推進するため、地域協議会の開催やバイオセキュリティ対策の普及、資材の整備を行う。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(7) 家畜衛生対策による生産性向上の推進 行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止及び清浄性維持等の取組を推進するとともに、慢性疾病等畜産農家における生産性を阻害する疾病について有効な低減対策を講じる。また、動物用医薬品の適正使用の取組等を推進する。</p> <p>(8) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産段階におけるHACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理の普及・定着等により、生産衛生管理体制の整備を推進する。</p> <p>(9) 農場バイオセキュリティの向上 地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場バイオセキュリティ向上のための取組を推進するため、地域協議会の開催やバイオセキュリティ対策の普及、資材の整備を行う。</p> <p>(1) 総合推進会議の開催等 全国的及び地域的な会議の開催等により、養殖衛生管理対策を総合的に推進する。</p> <p>(2) 養殖衛生管理指導 養殖生産物の安全性の確保を図るため、養殖管理・水産医薬品等の適正指導、養殖衛生管理技術の普及・啓発を行う。</p> <p>(3) 養殖場の調査・監視</p>	<p>都道府県</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(5)のうち特定疾病まん延防止措置等に要</p>
--	---	-------------	---

		<p>養殖生産物の安全性の確保を図るため、水産用医薬品残留検査等を行う。</p> <p>(4) 養殖衛生管理機器の整備 養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を行う。</p> <p>(5) 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図るため、疾病の監視、特定疾病まん延防止措置等を行う。</p>		<p>する経費については定額(10/10)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
3 病害虫の防除の推進	<p>(1) 先進技術を活用した総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術体系の確立 農薬等による防除が困難となっている病害虫を対象としたIPM実践指標の策定及びその実践効果の把握のための調査を行う。</p> <p>(2) 病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立 農薬散布に伴う環境リスクを低減するため、天敵、フェロモン等を利用した防除技術、農薬散布量低減化技術（少量散布、静電散布）及び基幹的マイナー作物病害虫防除技術についての体系を確立する。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(3) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践地域の育成 IPM実践指標に基づいた防除を実践する地域をモデル的に育成する。</p> <p>(4) 病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立 基幹的マイナー作物病害虫防除技術についての体系を確立する。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(3)及び(4)については、以下のとおりとする。 農業協同組合 特認団体</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(3)まで及び(5)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(4)について</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の</p>
4 重要病害虫の特別防除等	<p>(1) 重要病害虫侵入警戒調査等の実施 ミバエ類等の重要病害虫が侵入した場合、当該病害虫を早期に発見するため、全国の果樹・野菜栽培地帯等において、これら重要病害虫の侵入警戒調査等を行う。</p> <p>(2) 移動規制病害虫特別防除</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(3)まで及び(5)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(4)について</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(3)まで及び(5)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(4)について</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の</p>

		<p>植物防疫法に基づく移動の制限等に係る重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域における徹底した防除等を行う。</p> <p>(3) 重要病害虫の防除 我が国で発生が限定されている重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域等における徹底した防除等を行う。</p> <p>(4) 特殊病害虫緊急防除 重要病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。</p> <p>(5) 特殊病害虫根絶防除 鹿児島県奄美群島に発生しているさつまいもの重要な害虫であるアリモドキゾウムシについて、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、不妊虫放飼法等により根絶防除を行う。 また、沖縄県及び鹿児島県奄美群島に発生しているかんきつ類の重要病害であるカンキツグリーンング病菌について、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、り病樹の伐採等により根絶防除を行う。</p>	<p>は、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村（植物防疫法第19条第2項の規定に基づく協力指示書の交付を受けた場合に限る。）</p>	<p>(1)、(4)及び(5)に要する経費は定額(10/10)とする。 なお、(4)のうち、対象となる病害虫が発生している場合にあつては、事業周知に要する経費は定額(1/2以内)とし、(5)のうち、不妊虫増殖施設等の整備に要する経費は定額(9/10以内)とする。 また、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
	5 輸出検疫条 件の確立	<p>諸外国へ我が国農産物の解禁要請、輸出条件の緩和要請を行うにあたり、輸入国が侵入を警戒する病害虫の発生調査等の必要なデータ収集を目的とした調査等を行う。</p>	<p>都道府県 市町村等</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。</p>
IV地域における日本 型食生活 等の普及 促進	1 地域におけ る日本型食 生活等の普 及促進	<p>(1) 食育総合展示会等の開催 地域における日本型食生活等の普及促進のために、栄養バランスのとれた健全な食生活の実践、地域の食文化の保護・継承や地域の農産物への理解促進に関する食育総合展示会等を開催する。</p>	<p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 消費生活協同組合 水産業協同組合</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の</p>

		<p>(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 地域における食育活動の総合的かつ効果的な展開を図るため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等各分野において専門的に食育活動を行うボランティアの活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーを育成するとともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、現地指導等）を通じて日本型食生活等の普及を促進する。</p> <p>(3) 食育推進協議会の開催 地域における日本型食生活の普及促進のための食育推進協議会を開催し、地域における食育の進め方について検討するとともに、食育関係者のネットワークの構築等を行う。 また、必要に応じ、食育情報資料の整備を行う。</p> <p>(1) 教育ファーム推進会議の開催 農林漁業者等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組（以下「教育ファーム」という。）を効果的に行うため、生産者団体、行政等で組織する推進会議を開催し、地域における教育ファームの進め方について検討する。</p> <p>(2) 指導者養成講座の開催 教育ファームの効果的な実施を図るため、指導者の育成を行う。</p> <p>(3) 農作業等体験の機会の提供 農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら一連の農作業等の体験の機会を提供する。</p> <p>(4) 教育ファーム推進のための コーディネートの実施 教育ファーム推進のため、農林漁業者と消費者とのマッチングのための交流会の開催等によるコーディネートを行う。</p>	<p>森林組合 特認団体</p>	<p>事業メニューの 交付率を準用 するものとする。</p>
--	--	---	-----------------------	--

2 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金 【公債発行対象経費】

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
Ⅲ伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延の防止	1 家畜衛生の推進	<p>(1) 高度バイオセキュリティ対応施設整備 家畜保健衛生所等における診断の迅速化、高度化及びバイオセキュリティの確保等に資するための施設等を整備する。</p> <p>(2) 地域における車両消毒施設整備 交差汚染による疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集合する施設の出入口に車両消毒施設を整備する。</p>	<p>都道府県</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 (消費・安全局長等が別に定めるものをいう。) 特認団体</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>